

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成三十年六月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査機関の名称			変更のあった農産物検査員	変更年月日
追加	追加	抹消		
福原 隼斗	藤村 一輝	藤原 利晴	氏名	
庄原市濁川町七一 六番二号	広島市安佐南区山 本新町三丁目二〇 番一九号	庄原市西城町油木 一〇四番一号	住所	
もみ、玄 米、小麦、 大麦、は だか麦、 大豆、そ ば	もみ、玄 米、小麦、 大麦、は だか麦、 大豆、そ ば	もみ、玄 米、小麦、 大麦、は だか麦、 大豆、そ ば	農産物検査を行う 農産物の 種類	
平成三〇 年五月一 五日	平成三〇 年五月一 五日	平成三〇 年五月一 五日		

庄原農業協
同組合